

# 民法改正が I T 関連ビジネスと契約に 与える影響と実務上の留意点

～システム開発、クラウドサービス規約等について、  
過去の裁判例をご紹介しながら、ビジネスと法務の両面から解説～

う え ま つ た か り み  
講師 **植松貴史** 氏 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
弁護士 カリフォルニア州弁護士 米国公認会計士

日時 平成30年9月5日（水）午後1時30分～午後4時30分

債権法を中心とする民法改正案として、「民法の一部を改正する法律」が2017年6月2日に公布され、2020年4月1日に施行されることとなりました。かかる改正法は、1896年に民法が成立して以来、約120年ぶりの抜本的な大改正となるどころ、請負、準委任に関する改正、定型約款規定の創設など、IT取引実務において、再検討を要する事項が含まれております。

また、商法や会社法等の周辺の法律についても、本民法改正に即した改正がなされており、かかる周辺法律の改正もIT取引実務に影響を与えるものと考えられます。

現民法下においてシステム開発やクラウドサービスに関連する裁判例が蓄積されてきている一方、本民法改正のこれまでの裁判例に対する影響を検討しておくことは、IT取引法務に關与する法務部門、内部統制部門、情報システム部門の担当者にとって必要なことと思われまふ。本セミナーでは、IT関連ビジネスに影響を与える改正について、様々な裁判例との関連を踏まえながら実務に即してご紹介し、各種IT関連契約に与える実務上の影響を解説します。

## 1. IT 関連ビジネスに影響を与える改正

- (1) 定型約款に関する改正
- (2) 請負契約に関する改正
- (3) 委任契約における改正
- (4) 時効
- (5) 契約の成立時期
- (6) その他（経過措置や整備法など）

## 2. IT 関連契約に対する影響

- (1) システム開発契約紛争に与える影響
  - ①多段階契約 ②法的性質論
  - ③継続的契約、多段階契約であることによる現民法と改正民法との適用関係
  - ④契約交渉破棄と原始的不能の場合の損害賠償との関係
  - ⑤プロジェクトマネジメント義務の問題（肯定した裁判例と否定した裁判例を中心に）
  - ⑥ステアリングコミッティー開催の意義 ⑦契約不適合責任
  - ⑧割合的報酬請求権責任限定特約 ⑨システム採用に関する責任
- (2) クラウドサービス利用規約とその紛争に与える影響
  - ①法的性質論 ②BtoBクラウドサービス利用規約と定型約款
  - ③責任制限条項
  - ④危機管理・対応（情報漏洩・消失、システム障害、サービス停止等）
  - ⑤ユーザのシステム整備義務との関係 ⑥システム不備による誤表示と錯誤無効
  - ⑦クラウドサービスの不具合との因果関係
- (3) その他ソフトウェアライセンス契約等

### 【講師紹介】

外資系コンサルティングファームや海外ローファームでの執務経験を有し、主に国内外の企業間紛争、情報セキュリティ、クラウドコンピューティングといったIT分野、リスクマネジメント、事業再生、M&A、ストラクチャードファイナンスに関連する業務に従事。ITビジネス関連の英文契約に関するアドバイスの経験多数。 ※ 録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**  
■後援 **金融財務研究会**  
<http://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>  
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>  
Blog : <http://kinyu.co.jp/blog/>

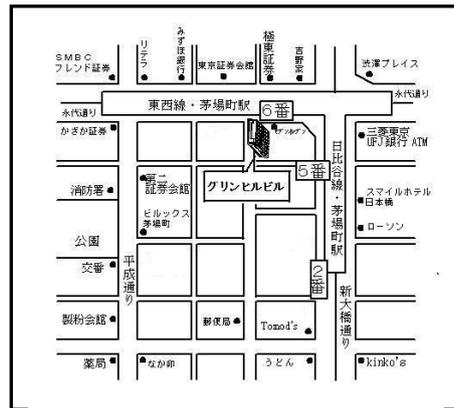


開催日

平成30年9月5日(水)  
13:30~16:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル  
金融財務研究会本社 セミナールーム  
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8  
TEL 03-5651-2030  
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅  
6番出口より徒歩1分  
(開場は開演の30分前です。)



参加費

1名につき34,500円  
(消費税、参考資料を含む)  
1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル  
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281  
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

民法改正がIT関連ビジネスと契約に与える影響と実務上の留意点

9 / 5

◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail 〒		
	参加者ご氏名	部課名		
	〃	〃		
	〃	〃		
	〃	〃		
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

\*セミナーコード 1685 (Law-301685)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。